

リニア中央新幹線の環境影響評価準備書に対する知事意見の概要

1 主な経過

年月日	概 要
H25. 9. 20	J R 東海が環境影響評価準備書を公告縦覧（～10. 21）及び意見募集の開始（～11. 5）
10. 2	J R 東海が7市町村において準備書説明会を12回開催（～10. 15、2, 250名参加）
10. 24	環境影響評価技術委員会による計画地の現地調査を実施
11. 11	環境影響評価技術委員会による山梨リニア実験線の視察を実施
11. 14	環境影響評価技術委員会において第1回審議を実施
11. 23	県が準備書に係る公聴会を飯田市及び南木曾町（11. 24）で開催（公述人21名）
11. 25	J R 東海が意見の概要及び当該意見に対する事業者見解を県及び関係市町村に提出
12. 26	環境影響評価技術委員会において第2回審議を実施
H26. 1. 9	関係市町村が県に準備書に対する環境保全の見地からの意見を提出（～1. 10）
1. 31	環境影響評価技術委員会において第3回審議を実施
2. 19	環境影響評価技術委員会において第4回審議を実施
3. 12	環境影響評価技術委員会において第5回審議を実施
3. 13	環境影響評価技術委員会が県に技術委員会意見等を提出

2 知事意見について

(1) とりまとめに当たって

- 長野県環境影響評価技術委員会の意見はすべて反映
- 関係市町村長から提出された意見はすべて何らかの形で反映
- 公聴会等で住民から寄せられた意見に配慮

(2) 意見数 59項目（全般的事項17、個別事項42）

(3) 主な意見

全般的事項

1 環境影響評価に取り組む姿勢

- 本事業は、日本のトップ企業が実施するアセス法施行以降で最大規模の事業なので、環境影響評価もトップランナーとして実施すること。
- 環境基準等のクリアを目標とするのではなく、現況をできる限り悪化させない「ベスト追求型」の環境影響評価を実施すること。
- 住民が予測評価の結果を容易に理解できるように、環境影響評価書の作成に当たっては、図表等を活用した分かりやすい図書となるよう十分に見直すこと。

2 工事用車両の通行に伴う生活環境への影響の低減

- 工事用車両の交通量の根拠を明確にした上で、工事計画の調整、非常口（斜坑）の削減など最大交通量を削減する方策を検討して評価書に記載すること。
- 地域住民の理解と協力が得られるよう、工事の開始に際しては、あらかじめ市町村等と十分に協議を行い、環境保全協定等を締結すること。

3 非常口（斜坑）の設置に伴う環境負荷の低減

- 環境保全上の配慮から、非常口（斜坑）の削減等の見直しを行うとともに、供用後には可能な限り廃止して原状回復の措置を講じること。

4 事後調査等の適切な実施

- 予測に不確実性が伴う項目など、より多くの項目で事後調査を行うこと。
- 企業の社会的な責任としてモニタリングを積極的に行い、結果を公表すること。

個別事項

1 大気質

- 工事用車両の運行による大気汚染について、山間部の道路状況を踏まえた予測を行うこと。

2 騒音、振動、微気圧波、低周波音

- 山梨リニア実験線における新たな知見の集積に努め、予測結果や環境保全措置に適切に反映すること。

3 地下水、水資源

- 水資源への影響の予測に係るシミュレーションの精度を踏まえ、予測評価結果を記載すること。
- 個人井戸など個別の水源に対する影響を明らかにするため、事後調査を実施すること。また、詳細な事後調査計画を作成して県に報告し、県の助言を踏まえて調査を実施すること。

4 地形及び地質、土地の安定性

- 大鹿村の小渋川橋梁等を計画している場所は、地形・地質上のリスクが大きい場所であり、地上構造物はできる限り避ける必要があるため、工事の施工上だけでなく、環境保全の見地から事業計画の変更を検討すること。

5 磁界

- 磁界の影響について知見の収集に努めるとともに、モニタリングの結果を公表し、住民の理解が十分得られるよう努めること。

6 動物、植物、生態系

- 工事用車両の交通量が著しく増加する場合、既存道路の利用であっても沿道の動植物への影響が想定されるため、運行計画が具体的に決まった段階で必要な調査を行い、その結果を県に報告して必要な助言を求めること。
- ミゾゴイ、ブッポウソウについて、工事用車両の通行による影響を受けることを前提に環境保全措置を検討すること。
- 大鹿村釜沢の非常口の計画地周辺の動植物の調査が不足している範囲について追加で調査を行い、その結果を県に報告して必要な助言を求めること。
- 長期間にわたる工事用車両の通行による影響で外来種の群落が拡大しないよう、必要な環境保全措置を講じること。
- 工事の影響で水量が低下するおそれのある沢や池において、水辺への依存性が高い重要種への影響を予測し、必要に応じて環境保全措置を講じること。

7 廃棄物等

- 発生土置き場の計画が具体的に決まった時点で、調査、予測及び評価を行い、その結果を公表するとともに、県に報告し、必要な助言を求めること。

8 温室効果ガス等

- 列車の走行に伴う温室効果ガスの排出量について、環境負荷が最大になることが想定される東京都～名古屋市間の開業時における予測値を算出すること。

9 その他

- 本事業の実施が南アルプスのユネスコエコパーク及び世界ジオパークの登録に影響がないよう十分留意すること。

リニア中央新幹線に係る環境影響評価手続の流れ

〈JR東海〉

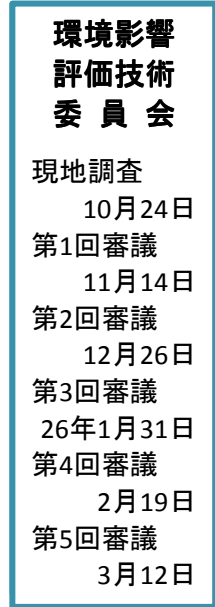
H25年
9月20日

「準備書」の公告



10月2日
～10月15日

関係地域での住民説明会



11月5日まで

住民意見書
(縦覧期間+2週間)

11月23日 飯田市
11月24日 南木曾

公聴会

11月25日

知事へ「住民意見概要及び事業者見解」を送付

関係市町村長見

26年1月9日,10日

委員会意見
3月13日

平成26年
3月20日

知事意見を
勘案して
準備書を修正

知事意見書
(事業者見解受領後120日以内)

環境大臣意見

「評価書」の作成

国土交通大臣意見
(評価書受領後90日以内)

「評価書」の補正
(アセス結果の確定)
「評価書」の公告・縦覧

国土交通大臣
工事実施計画認可

工事着工